

令和2年度 第7回三郷区地域協議会

次 第

日時：令和2年12月9日(水)午後6時30分～
会場：三郷地区公民館 2階 集会室

1 開 会

2 議題等の確認

3 報告

(1) 地域協議会 会長会議について

4 議題

(1) 令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について

(2) その他

5 事務連絡

6 閉 会

地域協議会会長会議 次第

と き 令和2年11月25日(水)
午後2時から

ところ 直江津学びの交流館
イベントホール

1 開会

2 あいさつ

3 講話「これからのまちづくりと地域自治」(上越市副市長 野澤 朗)

4 意見交換 … 意見交換 実施シート

- * 3グループに分かれての意見交換
- * 意見交換終了後、その内容を全体へ報告

5 連絡事項

(1) 令和3年度 地域活動支援事業について … 資料1

6 閉会

これからのまちづくりと地域自治

■ 自治って何だろう

- 自治って何だろう
- 自治を構成するもの
- 市役所、市議会の原点 … 市の職員に徹底したいこと
- 住民自治と団体自治
- 二元代表制

■ 基礎自治体における自治

- 市民の自覚
- 議会の役割
- 行政の責務
- 公助と共助

■ 私たちの歩み

■ 私たちが合併でめざしたこと

- 今一度、私たちのまちの合併を振り返る
- 新しい自治体のあるべき姿

- 新しい自治の仕組み … 地域協議会と住民組織

■ これからのまちづくりで大切にしたいこと

- まちづくりの方向性

- それを実現していく仕組み

1 実施方法

メモ

- ① 3 グループに分かれていただきます。出席者名簿で所属するグループをご確認ください。
- ② グループごとに互選で「進行係」と「報告係」を選出します。
「進行係」(会の進行を行います) … _____
「報告係」(意見交換の内容を全体会で報告いただきます) … _____
- ③ 意見交換を行ってください。時間は 50 分程度です。
- ④ 全体会に戻り、「報告係」から各グループでの意見交換の概要を報告いただきます。(1 グループ 5 分程度)

2 意見交換

- 委員の改選により新たな地域協議会となったことを踏まえ、各地域協議会において、現在及び今後の活動内容、会議を運営する上で課題となっていること、地域の課題を把握するために取り組んだ(取り組む)ことなどについて、意見交換、情報交換をお願いします。

メモ

テーマ _____

令和 3 年度地域活動支援事業について（案）

※令和 3 年度の地域活動支援事業の概要は、令和 2 年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和 3 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

<p>1 趣旨</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 運用方針</p> <p>(3) 審査</p> <p>2 各区への配分額</p> <p>(1) 総事業費</p> <p>(2) 配分額</p> <p>(3) 残額の取扱い</p> <p>3 今後の主なスケジュール</p>	<p>4 事業の概要</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>(2) 対象事業</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>(4) 補助率・限度額の設定</p> <p>5 事業の実施手順等</p> <p>(1) 採択方針の取扱い</p> <p>(2) 事業提案書の受付</p> <p>(3) 提案事業の審査</p> <p>(4) 事業の紹介・公表</p>
---	---

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1 億 8,000 万円

(2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円 (均等割 7 : 人口割 3)

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2 月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2 月中旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
2 月下旬～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより周知・説明会・個別相談)
4 月 1 日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
 - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費 (提出資料のコピー代や郵送代、等)

- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

（４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

（１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

（２）事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに提出する（新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、郵送（消印有効）での手続きも可能）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付の際に確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

（３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、広く市民に公表する（各区での成果報告会等の開催、事例集や市ホームページでの周知等）。

令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について（三郷区）

三郷区

【上越市地域活動支援事業 令和2年度実施分 募集要項】

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

**みんな一緒に私たちの三郷地域を
もっとよくする「まちづくり活動」の
提案を募集します！**

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和2年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

令和2年4月1日（月）から
5月7日（木）まで【必着】

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

A

■実施方法

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント！1》

- (1) 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
- ① 提案や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
 - ② 提案団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 提案団体の人が飲食を行う経費（井当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- (2) 令和3年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

※地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。
※各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

○ 意見を基に改正点をまとめ、次回の会議で反映した内容をお示しします。

見出し

- ① 変更なし
- ② 変更する

A 募集期間について：委員からの意見なし

- ① 変更なし（例年どおり5月の連休明け）→ 令和3年5月6日（木） 審査・採択…5月下旬
- ② 募集期間を長くする → 令和3年 月 日（ ）
- ③ 募集期間を短くする → 令和3年 月 日（ ）

■採択方針と審査基準

(1) 採択方針

ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

B

【三郷区の採択方針】

三郷区に暮らす人たちが、世代を超えた人と人との交流を深めながら、愛着を感じられる地域づくり、安全・安心にいきいきと暮らせる地域づくりを進めるために、三郷区の地域活動資金を活用し、住民が自ら主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

C

《優先して採択する事業》

1 住民の交流を活発にする事業

[世代間の交流促進を図る事業]、[将来を担う若者の交流促進に向けた事業]、
[子育て当事者同士の交流を促進する事業]、[高齢者同士の交流を促進する事業]、
[地域内の各種団体の活動を推進する事業]

2 地域資源の活用を図り、地域への愛着を深める事業

[三郷区の歴史資源の再発見・活用に係る事業]、[特産品などの創出に取り組む事業]

3 安全・安心な地域づくりに関する事業

[地域防犯・防災活動の充実を図る事業]、[地域内の危険箇所の排除に関する事業]、
[通園・通学の安全を確保するための事業]

4 住民の健康と福祉の充実を図る事業

[住民の健康の増進を図るための事業]、[子育て支援に関する事業]、
[高齢者支援に関する事業]、[スポーツや文化活動等を通じて青少年の健全育成に取り組む事業]

5 三郷区の地域課題解決に取り組む事業

[人口減少・少子化対策に取り組む事業]、[三郷区への移住・交流人口増加に取り組む事業]、
[路線バスの利用促進に向けた事業]、[農業後継者を育成確保する事業]

※ 上記1～5に該当しない事業については、優先して採択する事業には当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。(「その他の事業」として採択)

D

《ここがポイント! 2》

次のような事業は補助対象となりません。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

B 採択方針について：委員からの意見なし

- ① 変更なし
- ② 変更する

C 優先採択事業について：委員からの意見なし

- ① 全て変更なし
- ② 変更する (削除・追加・内容修正など)

D 対象外事業について：委員からの意見なし

※左記の①～⑥の対象外事業は実施要綱で定められているものであるため、削除は不可

- ① 対象外事業の追加なし
- ② 対象外事業を追加する … [追加する事業]

(2) 審査基準

地域協議会では、提案者からの事業説明を受け、下記の(ア)、(イ)、(ウ)の審査を行い、その結果をもとに補助事業としての採否を決定します。

- (ア) 基本審査：提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。基本審査の結果、「適合しない」とする委員が過半数となった場合は、不採択となります。
- (イ) 優先採択審査：提案事業が「三郷区の採択方針」の「優先して採択する事業」に該当するかを審査します。この結果、「該当しない」とする委員が過半数となった場合は、優先採択事業ではない「その他の事業」となり、優先採択事業より審査の順位が下位になります。
- (ウ) 審査項目に基づく審査：下表の審査の視点に基づき、委員が審査項目ごとに提案事業を採点(配点は各項目1~5点)します。その後、全委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

E

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③ 実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

《ここがポイント! 3》

- ① 地域協議会では、必要により応募書類の内容を基に現地確認をします。そのうえで、提案者による事業説明を踏まえて審査を行います。
- ② 提案者による事業説明は、事業内容やそのねらいなどについて、短時間で説明(プレゼンテーション)していただきます。
- ③ 地域協議会の審査では、(ア)~(ウ)の審査を踏まえ、最終的に順位を付け、総合的に判断が行われます。

■ 応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料(団体の規約、見積書、図面など)と合わせ、南部まちづくりセンターに持参してください。

《ここがポイント! 4》

- ① 提案する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ② 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ④ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。(採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。)
- ⑤ 提案に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口と三郷地区公民館の地域協議会情報コーナーに備えてあります。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

E 審査基準について：委員からの意見なし

(ア) 基本審査

- ① 変更なし
- ② 変更する

(イ) 優先採択審査

- ① 変更なし
- ② 変更する

(ウ) 審査項目に基づく審査 ※審査項目①公益性~⑤発展性は全市共通の必要最小限の基準のため削除は不可

- ① 変更なし
- ② 変更する

審査前の事前の現地確認

- ① 変更なし(現地確認を行う)
- ② 変更する(現地確認を行わない)

提案者によるプレゼンテーション

- ① 変更なし(審査・採択の当日にプレゼンテーションを行う)
- ② 変更する

■令和2年度の補助金額

F 事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。なお、三郷区における補助金額の下限は1万円、上限は三郷区の予算の範囲内です。

《三郷区の予算 490万円》

《ここがポイント! 5》

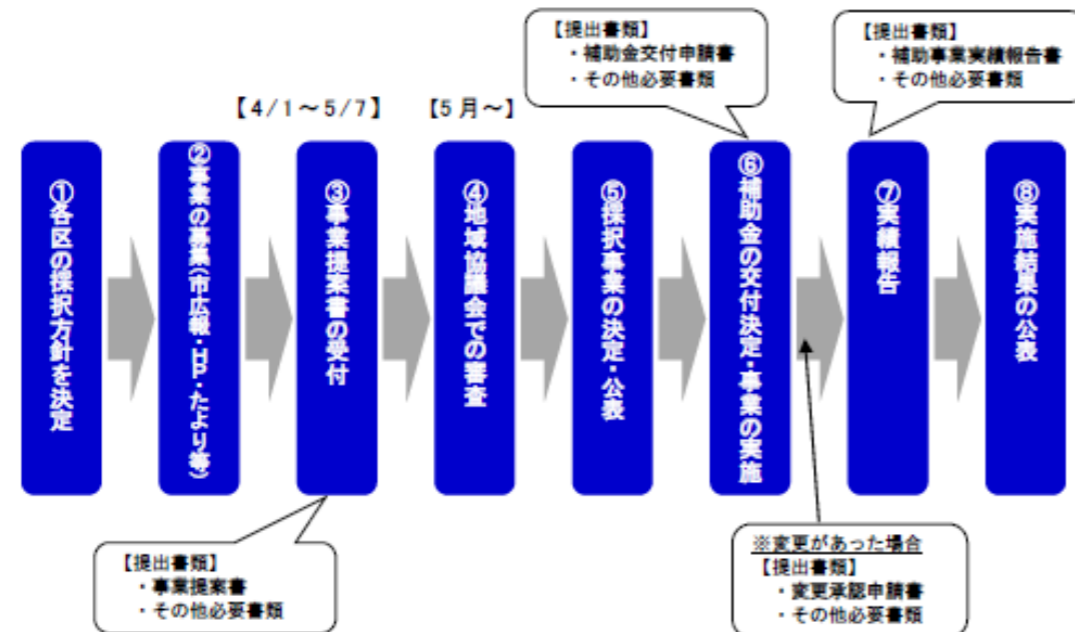
・補助金の額は1,000円単位(1,000円未満の端数は切り捨て)とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、事業の実施結果について、事例集や地域協議会だよりでの公表を予定していますので、提案される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図(地域活動支援事業の流れ)



ご提案をお考えの方は、お気軽に
南部まちづくりセンターにご相談ください!!

三郷区の担当事務所
南部まちづくりセンター
 〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)
 TEL 025-522-8831

—事業全体の問合せ先—
 上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
 TEL 025-526-5111 (内線 1429)



F 補助金額設定について：委員からの意見なし

※令和3年度の地域活動支援事業の予算は市議会3月定例会の議決を経て成立となるため現段階では未定

補助金額の下限

- ① 変更なし(1万円)
- ② 下限を設けない
- ③ 金額を変更する → _____円(※1,000円単位)

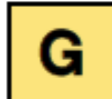
補助金額の上限

- ① 変更なし(三郷区の予算の範囲内)
- ② 上限を設ける → _____円(※1,000円単位)

その他、募集要項に関する改正点

令和2年度三郷区地域活動支援事業 審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール



(1) 提案事業の審査・採点者

- ①審査・採点者は、会長・副会長を含む全委員のうち、提案者による事業説明を受けた委員（当日の出席委員）のみとする。
- ②審査・採点者は、全ての提案事業について審査・採点を行う。
※委員が所属する団体等から提案された事業であっても、審査・採点者になることができる。

(2) 提案事業の通知

- ①事務局は、事業募集終了後速やかに「提案概要一覧」を作成し、「事業提案書」、「審査・採点シート」とともに全委員に送付する。

(3) 委員による審査・採点の流れ

- ①委員は、送付された「事業提案書」を確認し、現地確認が必要とされた事業は各自で現地を確認したうえで、提案者による事業説明の際に質問する事項等をまとめる。（仮採点しておくことが望ましい）
- ②地域協議会を開催し、提案者による事業説明を行う。
- ③事業説明、質疑応答、審査・採点の時間配分は、提案件数により調整する。
- ④事業説明を受けた委員は、説明終了後、事業ごとに審査・採点を行う。
- ⑤審査・採点は、事業ごとに「審査・採点シート」を使用して行う。
- ⑥「審査・採点シート」は無記名とする。ただし、提出後に審査・採点に不備があった場合に事務局が確認できるよう、記号等を振る。
- ⑦「審査・採点シート①」を使用して基本審査（「適合する・適合しない」の別を記入）を行う。
- ⑧記入後は「審査・採点シート①」を事務局に提出する。事務局は、速やかに基本審査の結果を集計し、地域協議会に報告する。
- ⑨審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、以降の審査・採点を行わない。
- ⑩「審査・採点シート②」を使用して優先採択審査（「該当する・該当しない」の別を記入）と共通審査（審査項目ごとに1点から5点の間で採点し、点数を採点欄に記入）を行う。
- ⑪記入後は「審査・採点シート②」を事務局に提出する。
- ⑫審査・採点結果は、事務局に提出した時点で確定し、事後に疑義等が生じても修正は認めない。

(4) 提案事業の得点等の算出

- ①事務局は、事業ごとの審査・採点結果を集計する。
- ②全審査・採点者の共通審査の合計点を提案事業の得点とする。
- ③ただし、事故等により、事業ごとに審査・採点者数が異なる場合は、全審査・採点者の点数を単純平均したものを提案事業の得点とする。（単純平均した結果は、順位を判別できる範囲で小数点以下の端数処理を行う）

(5) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択審査で、審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、「その他の事業」とする。
- ②優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記（4）で算出した得点の高い事業順に並べる。
- ③提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、速やかに「提案事業順位表」をまとめ、地域協議会に報告する。
- ⑤この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。

G 審査の基本的なルールについて：委員からの意見あり

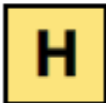
(1) 提案事業の審査・採点者 ～ (5) 提案事業の順位の確定

- ① 変更なし
- ② 変更する

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本 審査	優先 採択	得点
1	事業A（福祉）	○	○	100
2	事業B（イベント）	○	○	90
3	事業D（観光振興）	○	○	80
4	事業F（文化）	○	○	70
5	事業G（施設整備）	○	○	50
6	事業C（イベント）	○	○	30
7	事業H（施設整備）	○	×	60
8	事業I（施設整備）	○	×	40
-	事業E（施設整備）	×	-	-

2. 採択の基本的なルール



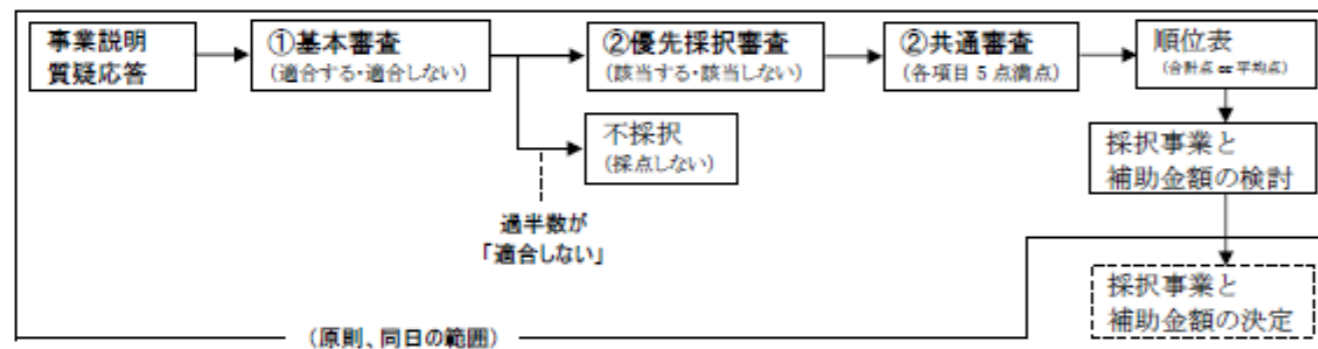
(1) 採択事業と補助金額の検討

- ①基本審査で審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、不採択とする。
- ②採択事業と補助金額は、提案事業の順位が確定した後、上記不採択事業を除いて、三郷区の予算に収まるよう委員間で協議する。
- ③上記不採択事業を除く提案事業の補助金希望額の合計が、三郷区の予算を上回る場合は、補助金の配分方法について検討する。また、予算を下回る場合は、補助金希望額に対して満額補助を基本とするが、地域協議会で検討して減額することができる。
- ④採択の当落線上に複数の提案事業が同順位（同点）で並んでいる場合は、当該事業間で優劣をつけることができる。
- ⑤補助金額の上限は三郷区の予算の範囲内とし、下限は1万円とする。

(2) 採択事業と補助金額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助金額の検討結果を、事務局を通じて市長に報告する。
- ②事務局は、採択事業と補助金額の決定後、速やかに結果を公表する。

<イメージ>



H 採択の基本的なルールについて：委員からの意見なし

(1) 採択事業と補助金額の検討 ～ (2) 採択事業と補助金額の決定

- ① 変更なし
- ② 変更する

その他

【平田伸一委員】

審査と採択については細かく規定され、そのように取り扱われていると思います。審査・採択したとおりに各々の事業が計画どおりに進捗しているのか…を、チェックする体制（誰が…どの様にして…を決める）が必要だと思います。事務局で「地域活動支援事業の主な活動等予定表」を作っていただいているので、これを有効に活用し委員が自らチェックしていく（事前に役割分担して）ことが重要だと思います。このように委員の意識として、審査と採択の事務作業が終われば地域活動支援事業との関わりが終わったものと思ってしまう傾向にあると思います。

【渡部委員】

今回2次募集の採択で減額補助となった提案事業があり、その後1次募集の変更申請承認事業がありました。そのことで当初の予算が全部いかされないことになりました。申請日がすべてでありますので採択後の変更の際には期日を設けてはどうでしょうか。2次募集が決定した時点で、やむを得ない事情がない限り変更申請の締め日を2次募集の採択の前に設けることで予算が活かされると思います。

【三郷区】地域活動支援事業 審査・採点シート①

I

1 審査・採点対象

整理 No.	
事業名	
提案者	(名称) (代表者)

2 基本審査

※右の「適合性」欄のいずれか一つに☑を入れてください。

・地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)	適合性 <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
---	--



I 審査・採点シート①について：委員からの意見なし

- ① 変更なし
- ② 変更する

J 審査・採点シート②について：委員からの意見なし

- ① 変更なし
- ② 変更する

【三郷区】地域活動支援事業 審査・採点シート②

J

《ご注意》

- 基本審査で“適合しない”が過半数となった場合は、下記は集計されません。
- 審査当日、速やかに採点ができるよう、当日までに仮採点をしてください。

1 審査・採点対象

整理 No.	
事業名	
提案者	(名称) (代表者)

2 優先採択審査

※右の欄のいずれか一つに☑を入れてください。

・三郷区の採択方針にある優先して採択する事業に該当しているか	<input type="checkbox"/> 優先採択事業に該当する <input type="checkbox"/> 優先採択事業に該当しない
--------------------------------	---

3 共通審査

※採点は、1点から5点の5点満点です。(0点はナシ)
※基本審査で「適合しない」と判断した委員も、採点は全て行ってください。

審査項目	審査基準	メモ欄※ []	配点	採点欄
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	[] [] [] []	5	
②必要性	・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか	[] [] [] [] []	5	
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達規模や時期に無理はないか	[] [] []	5	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	[] []	5	
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか	[] [] []	5	
合計			25	

※メモ欄は審査の目安としてご自由にお使いください

令和2年度地域協議会 活動報告会（案）

- 1 開催日時 令和3年2月26日（金）18：30～
- 2 会 場 三郷地区公民館 2階 集会室
- 3 内 容
 - （1）令和2年度地域協議会の活動報告
 - （2）令和2年度地域活動支援事業の活動報告
 - （3）令和3年度地域活動支援事業の概要説明
- 4 周 知 地域協議会だより1月25日号で案内